

専決処分した事件の承認について

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成25年6月3日 提出  
霧島市長 前田 終 止

専決第2号

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年3月31日

霧島市長 前田 終止

霧島市条例第25号  
平成25年3月31日

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長



### 霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例

霧島市都市計画税条例（平成17年霧島市条例第72号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第2項及び第4項」を「附則第3項及び第5項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第3項及び第6項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第4項、第6項及び第7項」に、「附則第5項から第7項」を「附則第6項から第8項」に、「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項中「第2項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第37項の条例で定める割合）

- 2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は6分の5とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の霧島市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第2項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用する。
- 4 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第10項の規定の適用については、同項中「、第37項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第37項」とする。